

避難指示解除準備区域（富岡町）所在の申立人所有の不動産3筆（登記簿上の地目は田が1筆、畑が2筆）について、過去に同不動産が相続財産の一部として家庭裁判所における遺産分割審判の対象とされた際の評価額等を参考に原発事故当時の価値を算定し、被申立人が提出した同不動産についての不動産価格調査書における評価額を上回る額の財物損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 【損害項目】 財物損害（別紙物件目録記載1の土地）
【金額】 金93万7440円
- 2 【損害項目】 財物損害（別紙物件目録記載2の土地）
【金額】 金332万3040円
- 3 【損害項目】 財物損害（別紙物件目録記載3の土地）
【金額】 金932万9280円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目についての和解金として、合計金1358万9760円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件手続費用は、各自の負担とする。

平成28年6月9日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 鈴江辰男)